



インターネットと 人権

48・7%増となっています。このうち、名誉毀損が154件、プライバシー侵害が181件となっており、全体の約8割を占めています。

インターネットという 現実世界

インターネットと私たちの生活
今やインターネットという言葉を知らない人はいないほど、インターネットは普及し、私たちの生活になくてはならないものになっています。知りたい情報の検索やオンラインショッピングなど、時間の節約を受けることなく、いつでも欲しい情報が手に入るようになったといっても過言ではないでしょう。携帯電話からのアクセスも増加しており、場所さえも選ばない状況です。

このように、インターネットは私たちの生活に深く浸透している一方で、有害情報のはんらん、人権侵害や犯罪の増加など、深刻な問題も引き起こしています。

インターネットを利用した人権侵害について、平成19年中に法務省の人権擁護機関が救済手続きを開始した事件の数は、418件で前年比

ネットを見ている人は、現実世界を生きる人であり、インターネットに流れた情報は、確実に現実社会に影響を与えるということを忘れてはなりません。

インターネットと人権

インターネット環境においては、自分の顔や名前を知られることなく、匿名で情報発信することが可能です。そのため、面と向かっては言いがたい悪口などが、平気で掲示板などに書き込まれる場合があります。そうすると、たちまち事実無根の誹謗・中傷や、他人には知られたいくない事実などが、不特定多数の人々に知れ渡り、書き込みをされた人は、実社会において尊厳を傷つけられたり、社会的評価をおとしめられたりするなど、回復することが困難な重大な損害を被る危険性があります。実際に、掲示板への書き込みが原因で、自殺に追い込まれたケースも発生しています。

このように、インターネットの世界では、自分という存在を隠して情報をやり取りすることができるため、そこに本来の世界とは異なる仮想空間をイメージしてしまうのかもしれないかもしれません。しかし、そのインター

インターネットにおける人権侵害を防ぐには、一人ひとりのモラルと意識が大切です。日常生活と同様にルールとマナーを守り、人権を尊重し、相手を思いやる気持ちが大切です。インターネットは、その特徴として、「声や表情が伝わらない」「被害が急速に拡大し、回復することが困難」であることを十分に理解する必要があります。

そしてもう一つ、インターネットにおけるリテラシーの向上です。リテラシーとは、本来「文字を読み書きする能力」のことですが、「インターネットに関する知識及び操作する能力」ととらえるとわかりやすいでしょう。

インターネットの普及は私たちの多大な恩恵をもたらしましたが、その便利さは私たちの幸せに貢献するものでなければなりません。そのため、私たちは常に人権に配慮した活用を心がける必要があります。インター

ネットやその先に広がる世界について知識を深め、操作している自分自身のレベルを知り、同じようにインターネットを閲覧している相手を尊重する気持ちを持って、楽しくインターネットを利用しましょう。

男女共同参画推進 協議会委員を募集

市では、男女がともに個性や能力を発揮できる社会の実現をめざし、「男女共同参画プラン」等に基づき、さまざまな施策を推進しています。これらの進捗状況について検討・評価していただく委員を募集します。

応募資格 市内在住の20歳以上で男女共同参画の推進に関心があり、年1・2回の平日昼間の会議に出席できる人

募集人員 若干名

申込期限 1月26日(月)

申込方法 人権推進室、支所・各出張所に備え付けの申込用紙に記入のうえ、直接持参または、郵送。

申し込み先・問い合わせ
〒725-1866 (住所不要)
人権推進室
☎22-7736